

第1章 整備基本計画策定の経緯・目的

1. 計画策定の経緯・目的

(1) これまでの経緯・今後の予定

高輪築堤跡は、明治5年(1872)、新橋・横浜間に我が国初の鉄道が開業した際、高輪海岸沿いの海上に鉄道を走らせるため敷設された鉄道敷の遺構である。

平成31年(2019)4月、東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR東日本」という。)が品川車両基地再編(平成21年(2009)工事着手)、鉄道改良や国家戦略特別区域計画等に位置付けられている基盤整備等の工事及びまちづくりの計画を進めている中、品川駅改良工事において石垣の一部が見つかった。令和元年(2019)11月に実施した山手線及び京浜東北線の線路切換工事以降、レール等を撤去した後、令和2年(2020)2月より試掘調査を行ったところ、高輪築堤の一部と見られる構造物を確認した。発掘調査の結果、開業当初の築堤や群杭、第7橋梁の橋台等、築堤に関わる遺構が良好に残っていることが判明した。

高輪築堤の遺構発見を受け、令和2年(2020)9月に設置した高輪築堤調査・保存等検討委員会において、遺跡の文化財的価値と調査・保存の検討が進められた。一帯の土地所有者であるJR東日本は、先の委員会での検討を踏まえ、令和3年(2021)4月21日、第7橋梁とその南北に接続する築堤約80m(以下「第7橋梁部」という。)及びその北側に位置する築堤約40m(以下、品川駅周辺地区地区計画に定められた街区公園の予定地内であることから「公園部」という。)の2か所を埋め戻して現地保存、信号機土台部を含む約30m(以下「信号機土台部」という。)を移築保存、その他の遺構を記録保存するという保存方針を決定し、国家戦略特別区域計画の内閣総理大臣による認定(都市計画決定)を受けていた計画の一部変更を行うこととした。

JR東日本が方針を決定した後の令和3年(2021)7月、文部科学大臣から文化審議会へ、既に史跡指定されている「旧新橋停車場跡」に高輪築堤跡を追加指定する諮問がなされ、同年8月23日、日本の近代化を知る上で欠かせない遺跡であり、我が国の歴史を理解する上で重要な遺跡として高輪築堤を史跡に指定すべきとの答申が提出された。同年9月17日、「旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」として、既に史跡指定されていた「旧新橋停車場跡」に追加する形で、現地保存とした「第7橋梁部」及び「公園部」の2か所が史跡(以下「本史跡」という。)に指定された。

本史跡は、旧新橋停車場跡と一体で指定された史跡であるが、史跡指定地の保存にあたっては、周辺で進行している事業との調整が急務であることから、令和5年(2023)3月、「「史跡旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」における高輪築堤跡保存活用計画書(以下「保存活用計画書」という。)」を先行して策定し、同年5月26日、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第129条の2第4項の規定により文化庁長官の認定を受けた。

なお、第7橋梁部及び公園部は、独立行政法人都市再生機構(以下「UR都市機構」という。)が進める品川駅北周辺地区土地地区画整理事業施行区域内に、信号機土台部の移築予定地は、品川駅北周辺地区市街地再開発準備組合(以下「再開発準備組合」という。)が進める品川駅北周辺地区第一種市街地再開発事業区域内に所在する。高輪築堤の遺構が発見されて以降、その価値の継承に向けて各事業の計画変更等の調整が進められ、令和7年(2025)3月27日には、TAKANAWA GATEWAY CITYのうちTHE LINKPILLAR 1(4街区)及び高輪ゲートウェイ駅周辺エリアが開業した。

表 1-1-1：これまでの計画の経緯等

年度	高輪築堤関係	周辺のまちづくり関係
平成 18 年 (2006)		9 月 品川周辺地域都市・居住環境整備基本計画策定 (東京都)
平成 19 年 (2007)		11 月 品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン策定 (東京都)
平成 21 年 (2009)		品川車両基地再編工事着手 (J R 東日本)
平成 23 年 (2011)		1 月 「特定都市再生緊急整備地域 (品川駅・田町駅 周辺約 184ha)」指定
平成 26 年 (2014)		9 月 品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン 2014 策定 (東京都)
平成 28 年 (2016)		4 月 国家戦略特別区域 区域計画認定 品川駅周辺地区 地区計画の都市計画決定 品川駅周辺土地区画整理事業の都市計画決定 補助線街路第 332 号線の都市計画決定 7 月 特定都市再生緊急整備地域 (品川駅・田町駅周 辺) 整備計画作成 品川駅北周辺地区土地区画整理事業の事業計画認可 3 月 品川駅北周辺地区まちづくりガイドライン策定 (J R 東日本、U R 都市機構、東京都)
平成 30 年 (2018)		12 月 品川駅周辺土地区画整理事業の都市計画変更 環状第 4 号線の都市計画決定
平成 31 年 令和元年 (2019)	4 月 品川駅改良工事中に石垣発見 11 月 山手線・京浜東北線線路移設 2 月 試掘調査 (港区教委・J R 東日本)	4 月 国家戦略特別区域 区域計画の変更認定 品川駅周辺地区 地区計画の都市計画変更 補助線街路第 332 号線の都市計画変更 8 月 品川駅北周辺地区土地区画整理事業の事業計画 変更認可 (第 1 回) 11 月 品川駅北周辺地区市街地再開発準備組合設立 2 月 補助線街路第 332 号線の都市計画変更 品川駅周辺土地区画整理事業の都市計画変更 3 月 高輪ゲートウェイ駅の暫定開業 品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン 2020 策定 (東京都)
令和 2 年 (2020)	5 月 遺構確認調査 (港区教委・J R 東日本) 8 月 遺跡の発見届 周知の埋蔵文化財包蔵地登載 (都教委) 高輪築堤調査・保存等検討委員会の設置 9 月 高輪築堤出土に関する新聞報道 11 月 J R 東日本プレス発表 12 月 現地見学会実施 (以後 5 回実施) 1 月 文部科学大臣視察 2 月 文化庁文化審議会文化財分科会建議	4 月 民間都市再生事業計画 (品川開発プロジェクト (第 1 期)) 認定 8 月 品川駅北周辺地区土地区画整理事業の事業計画 変更認可 (第 2 回) 2 月 補助線街路第 332 号線 (延伸)・補助線街路第 334 号線 (品川駅北口駅前広場) 都市計画変更 3 月 品 川駅えきまちガイドライン策定 (東京都)
令和 3 年 (2021)	4 月 J R 東日本保存方針のプレス発表 5 月 内閣総理大臣、文部科学大臣視察 6 月 国指定史跡に関する意見具申 7 月 国指定史跡に関する諮問 8 月 国指定史跡に関する答申 9 月 「旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」として 追加指定 12 月 「史跡旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」 における高輪築堤跡保存活用計画等策 定・検討委員会の設置	9 月 品川駅北周辺地区まちづくりガイドライン改定 (J R 東日本、U R 都市機構、東京都) 11 月 国家戦略特別区域 区域計画の変更認定 1 月 品川駅北周辺地区土地区画整理事業の事業計画 変更認可 (第 3 回)
令和 4 年 (2022)	11 月 「国際交流拠点・品川」における高輪築 堤等の価値・あり方に関する有識者検討 会議の設置	6 月 品川駅周辺地区 地区計画の都市計画変更 10 月 品川駅北周辺地区第一種市街地再開発事業の 都市計画決定
令和 5 年 (2023)	3 月 「史跡旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」 における高輪築堤跡保存活用計画書策 定 (J R 東日本) 5 月 同計画書の認定 8 月 高輪築堤跡整備基本計画策定委員会の 設置	7 月 品川駅えきまちガイドライン創造編 2023 (品川駅えきまち調整部会)
令和 6 年 (2024)	9～12 月 遺構確認調査 (港区) 3 月 「高輪築堤跡整備基本計画」策定 (J R 東日本)	4 月 国家戦略特別区域 区域計画の変更認定 品川駅街区地区の都市計画決定 品川駅周辺地区 地区計画の都市計画変更 9 月 民間都市再生事業計画 (品川開発プロジェクト 第 1 期) 変更 2 月 民間都市再生事業計画 ((仮称) 品川駅街区地区 北街区新築計画) 認定 3 月 THE LINKPILLAR 1 (4 街区) 及び高輪ゲートウ ェイ駅周辺エリア開業

今後は、TAKANAWA GATEWAY CITY のうち TAKANAWA GATEWAY CITY RESIDENCE（1 街区）、MoN Takanawa: The Museum of Narratives（2 街区）、THE LINKPILLAR 2（3 街区）及び周辺エリアを令和 8 年（2026）春、第 7 橋梁部及び公園部の公開を令和 9 年度（2027）頃、信号機土台部の公開を令和 15 年度（2033）以降の予定として、関係者間で引き続き協議・調整を行いながら、まちづくりと文化財保存の両立に向けた取組みを進めていく。

また、TAKANAWA GATEWAY CITY（5，6 街区）は、基盤計画が既に国家戦略特別区域計画に認定されている中、品川駅改良事業やリニア中央新幹線品川駅建設事業、その他関連する公共工事等と連携し、「国際交流拠点・品川」の実現にむけて、一体的にまちづくりを進めていく重要なエリアとしての検討を進めている。令和 6 年（2024）9 月～12 月には、遺構の遺存状況を把握し、その文化財的評価と保護措置を検討するための知見を得ることを目的とした、文化財保護法第 99 条に基づく確認調査を港区教育委員会により実施した。今後、「高輪築堤調査・保存等検討委員会」と『『国際交流拠点・品川』における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議』の 2 つの会議体での助言等を踏まえ、文化財保護法等に則り適切に対応するとともに、これまでの高輪築堤の意義を踏まえた取組みと同様にまちづくりの中で活かすことにより、次世代への継承と、地域の歴史的価値向上および地域社会への貢献を目指していく。

表 1-1-2：今後の計画の予定等

年/年度	高輪築堤関係	周辺のまちづくり関係
令和 8 年 (2025) 春		TAKANAWA GATEWAY CITY RESIDENCE（1 街区）、MoN Takanawa: The Museum of Narratives（2 街区）、THE LINKPILLAR 2（3 街区）及び周辺エリア開業予定
令和 9 年 (2027) 頃	史跡指定地（第 7 橋梁部・公園部）公開予定	高輪ゲートウェイ駅前案内機能整備予定
令和 12 年 (2030) 頃		情報発信施設開業予定
令和 15 年 (2033) 以降	信号機土台部公開予定	

（2）計画の目的

「高輪築堤跡整備基本計画（以下「本計画」という。）」は、これまでの経緯を踏まえつつ、保存活用計画書に基づき、高輪築堤跡を TAKANAWA GATEWAY CITY におけるまちづくりの中で活かし、次世代へ継承していくために必要な整備について、方針や方法、実施の行程等を明確化することを目的に策定するものである。

高輪築堤跡の整備の方向性として、記録保存調査及び史資料調査等による多角的な検証をもとに、史跡指定地については一部現地保存・再現整備をする中で、原位置での露出等による保存・展示を行うこと、信号機土台部については移築整備をする中で、史跡指定地内では展示が難しい構成要素を含めた再現を行うとともに、史跡等の理解を深めるために効果的なガイダンス機能を付加することにより、高輪築堤の姿やそれを取り巻く歴史的背景・ストーリー等を表現することを目指す。

2. 計画の対象範囲

J R 東日本が進める TAKANAWA GATEWAY CITY におけるまちづくりのエリアに信号機土台部の移築予定地を含めた範囲を、本計画の対象範囲とする。

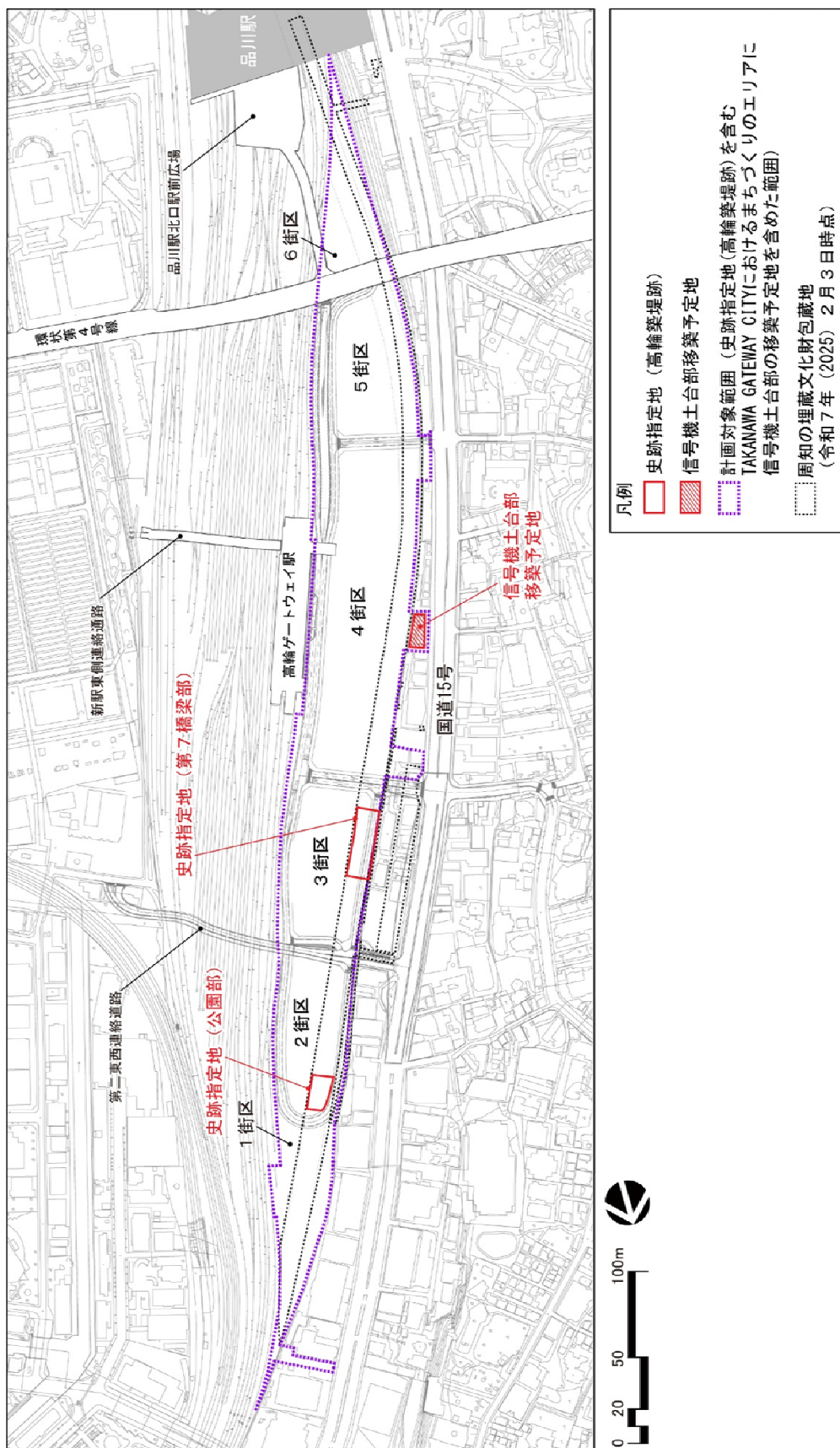


図 1-2-1：計画対象範囲図

（図中の計画対象範囲内の道路、第二東西連絡道路、新駅東側連絡通路、環状第4号線、品川駅北口駅前広場は計画施設を示している）

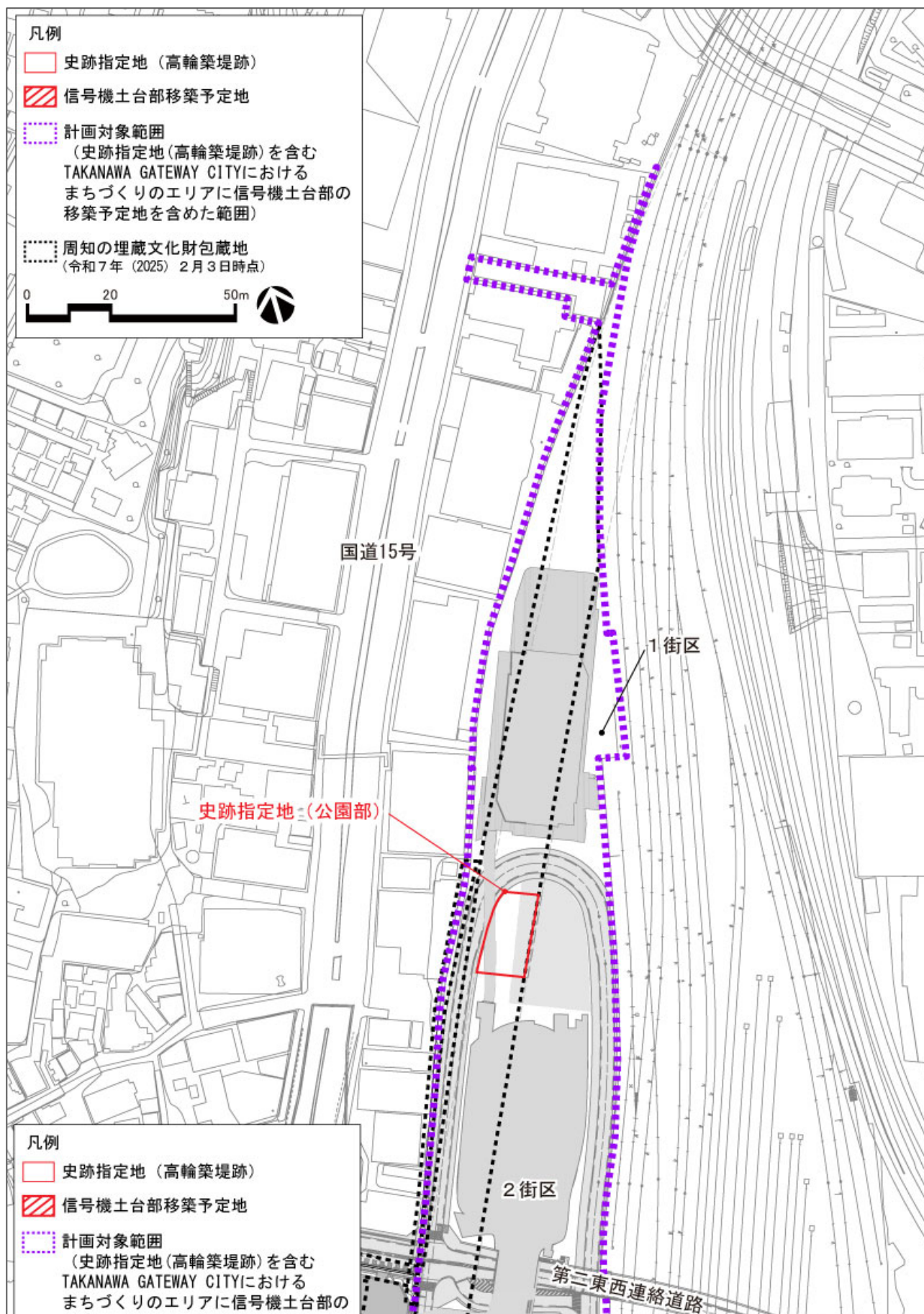


図 1-2-2 : 計画対象範囲図 (北部拡大図)

(図中の灰色着色部や第二東西連絡道路 は計画施設を示している)

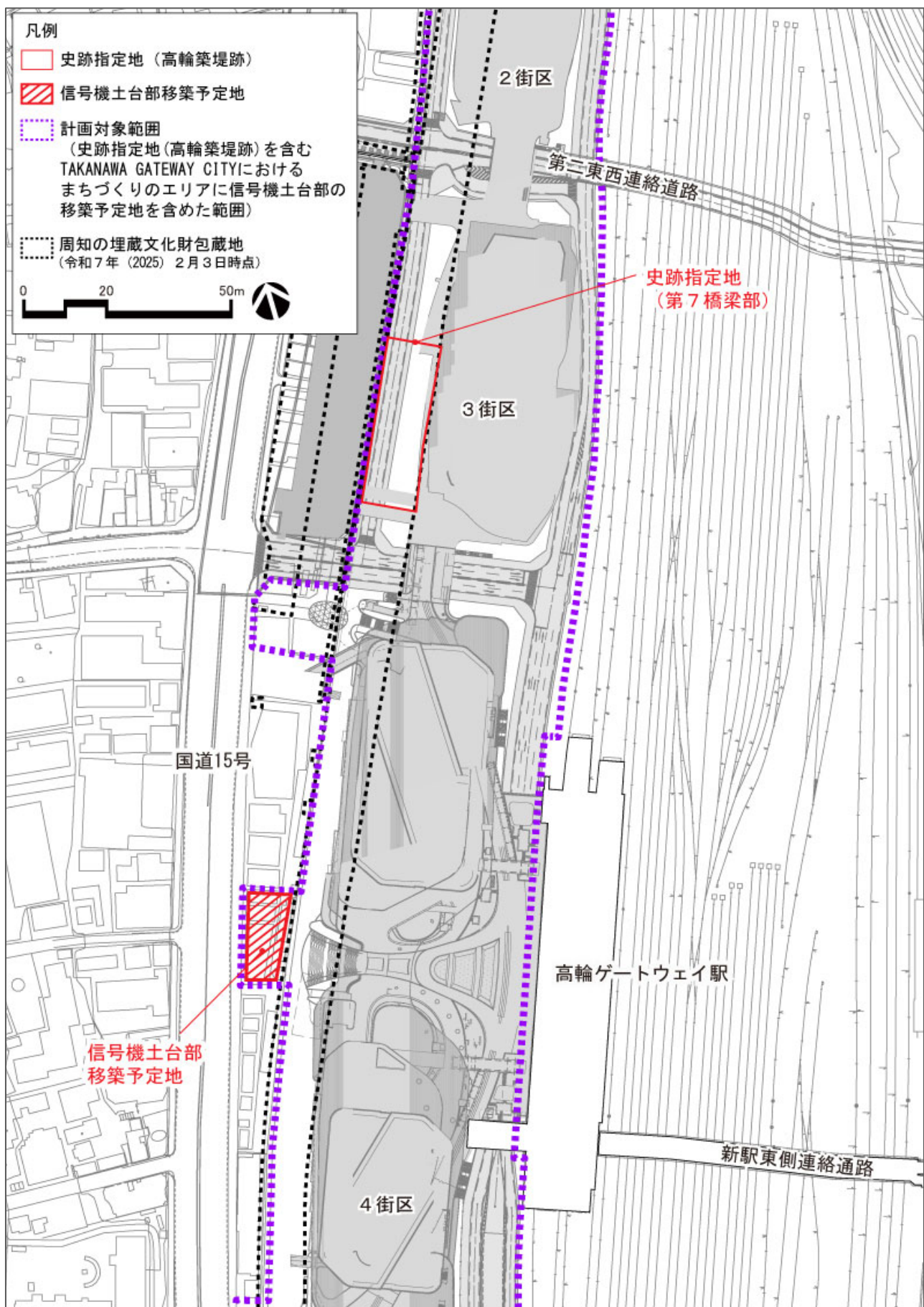


図 1-2-3：計画対象範囲図（中央部拡大図）

（図中の灰色着色部や第二東西連絡道路、新駅東側連絡通路は計画施設を示している）

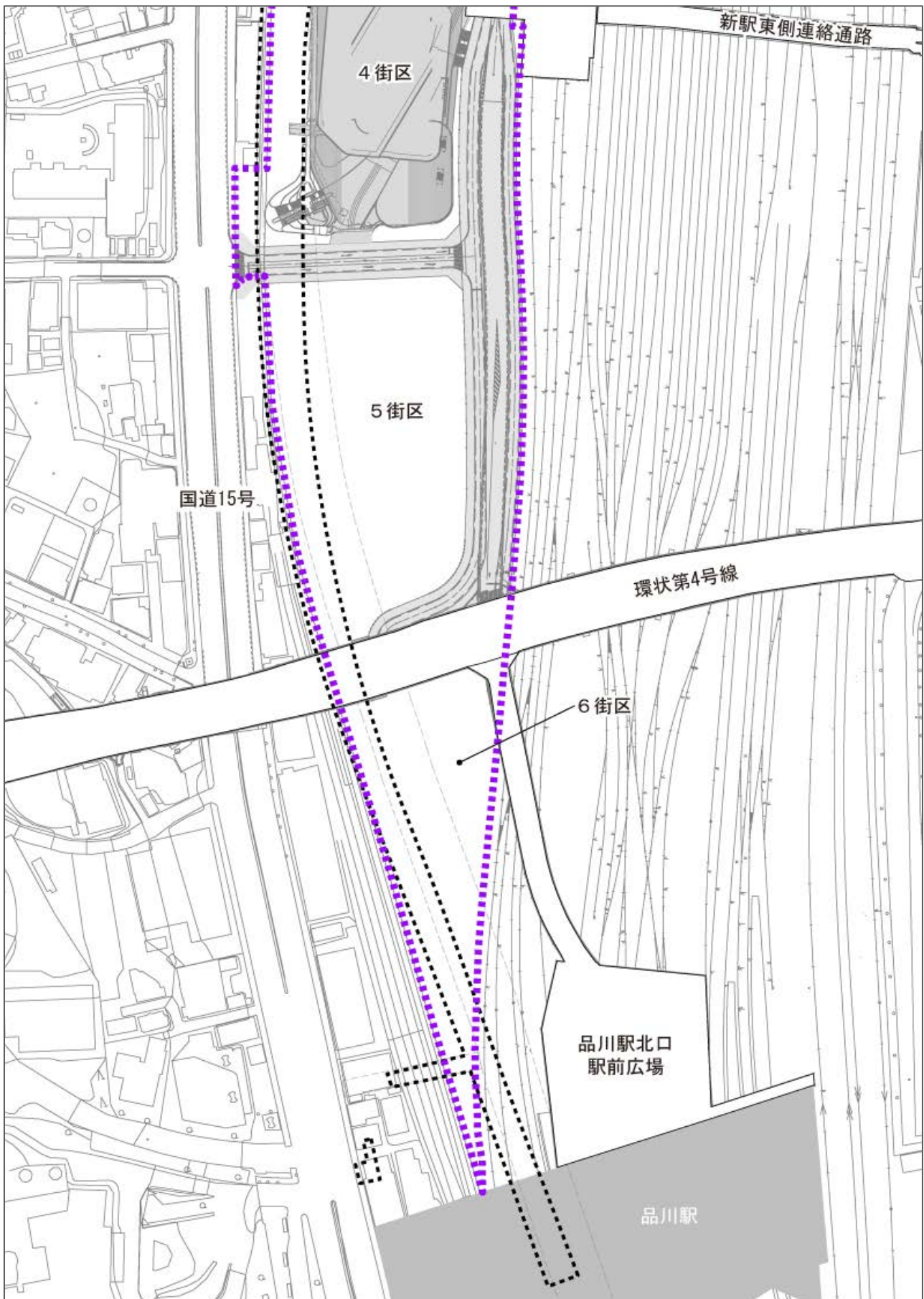


図 1-2-4 : 計画対象範囲図（南部拡大図）

（図中の灰色着色部や新駅東側連絡通路、環状第 4 号線、品川駅北口駅前広場は計画施設を示している）

3. 検討組織の設置・協議経緯

(1) 検討組織の設置

J R 東日本では、高輪築堤跡等の保存や整備、活用等のあり方を検討するにあたり、有識者や文化財行政関係者から助言を得るために、高輪築堤調査・保存等検討委員会（以下「調査保存委員会」という。）や「史跡旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」における高輪築堤跡保存活用計画等策定・検討委員会（以下「保存活用計画等策定・検討委員会」という。）等の検討組織を複数立ち上げ、協議を続けてきた。

本計画の策定にあたっては、令和 5 年（2023）8 月 28 日に「高輪築堤跡整備基本計画策定委員会設置要綱（以下「整備計画策定委員会設置要綱」という。）」を定め、「高輪築堤跡整備基本計画策定委員会」（以下「整備計画策定委員会」という。）を設置した。整備計画策定委員会は、学識経験者 7 名の委員、文化庁、東京都教育庁、港区教育委員会及び関係する機関のオブザーバーで構成し、事務局は、J R 東日本 グループ経営戦略本部 品川・大規模プロジェクト推進部門 品川プロジェクト推進ユニットが担当した。

また、本計画の策定に向けた検討を進める中で、第 7 橋梁部の再現木橋・橋台部の整備、高輪築堤跡のモニタリングのあり方及び保存に適した環境とするための整備時の対応内容については、より専門的な知見からの検討を要することが明らかになった。そこで、整備計画策定委員会設置要綱 第 7 条に基づき、第 3 回整備計画策定委員会にて「ワーキンググループの設置について」を付議し、委員全員からの承認を受けた上で、「第 7 橋梁再現検討ワーキンググループ（以下「再現WG」という。）」及び「高輪築堤跡のモニタリングに関するワーキンググループ（以下「モニタリングWG」という。）」を設置し、検討の具体化・深度化を図った。

表 1-3-1：高輪築堤跡等の保存・整備・活用等のあり方を検討する委員会等

委員会等		設置目的
高輪築堤調査・保存等検討委員会		文化財・鉄道構造物の観点から文化財的価値を踏まえた調査・保存方針について検討
「史跡旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」における高輪築堤跡保存活用計画等策定・検討委員会		史跡を中心とした遺構の保存及び活用の観点から保存活用計画策定や現状変更申請について検討 ※設置期間は令和 3 年（2021）12 月 6 日～令和 5 年（2023）3 月 16 日
「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議		高輪築堤等の文化財的価値を踏まえ、幅広い視点から高輪築堤等の価値及び意義ある保存・継承等のあり方を検討
高輪築堤跡整備基本計画策定委員会		高輪築堤跡の整備基本計画策定や現状変更等の許可申請について検討
	再現WG	第 7 橋梁部の再現木橋・橋台部の整備に関する詳細設計について検討
	モニタリングWG	高輪築堤の本質的価値を構成する遺構の要素を将来にわたり確実に保存管理するために、整備前及び整備後の保存環境に対して保存に適した環境を維持するためのモニタリングのあり方及び保存に適した環境とするための整備時の対応内容について検討

※各委員会等の概要については資料編参照。

高輪築堤跡整備基本計画策定委員会 設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東日本旅客鉄道株式会社（以下「ＪＲ東日本」という。）が「史跡旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」における高輪築堤跡（以下「築堤跡」という。）について、令和５年５月２６日に認定を受けた『「史跡旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」における高輪築堤跡保存活用計画書」に基づき、築堤跡を TAKANAWA GATEWAY CITY におけるまちづくりの中で活かし、将来に継承していくための整備基本計画を策定するために設置する高輪築堤跡整備基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

1. 築堤跡の整備基本計画策定に関し必要な事項
2. 文化財保護法第百二十五条に基づく築堤跡の現状変更等の許可申請において、特に検討が必要な事項
3. 前各号に掲げるもののほか、策定主体であるＪＲ東日本が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、別紙の有識者委員（以下「委員」という。）及びオブザーバー（以下あわせて「構成員」という。）をもって組織する。

2. 委員は、ＪＲ東日本から委嘱された有識者とする。
3. 委員の任期は、令和６年度末までとする。ただし、任期を超えて委員会が継続する場合は、再任を妨げない。
4. 委員会には、委員長及び副委員長を各１名置くこととし、委員の中から事務局が推薦し、委員の承認を得て決定する。
5. 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
6. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたとき、その職務を代行する。
7. オブザーバーは関係する行政機関及び事業者等とし、委員会に参加して、意見を述べることができる。ただし、オブザーバーが検討事項の追加を要望する場合は事前に事務局と調整を行うものとする。
8. オブザーバーとして適任者がいる場合は、委員会の承認を受けて追加することができる。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、委員長が議長として会議を総括する。

2. 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3. 会議は、出席委員の合議をもって進めるものとする。ただし、欠席委員が予め議事の説明を受け、意見を表明した場合は、当該欠席委員の意見も議事に含めるものとする。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、ＪＲ東日本 グループ経営戦略本部 品川・大規模プロジェクト推進部門 品川プロジェクト推進ユニットに置く。

(関係者の出席)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、専門的見地から構成員以外の者（以下「関係者」という。）の出席を求め意見又は説明を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 委員会には、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2. ワーキンググループは、委員会の構成員のほか、関係者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 構成員及び関係者は、委員会で知り得た情報を事務局の許可なく第三者に漏えいしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮り定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は令和５年８月２８日から施行する。

表 1-3-2: 高輪築堤跡整備基本計画策定委員会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	所属等	記事
内田 まほろ	一般財団法人 JR 東日本文化創造財団 MoN Takanawa: The Museum of Narratives 開館準備室 室長	
小野田 滋	公益財団法人 鉄道総合技術研究所 アドバイザー	再現WG有識者
高妻 洋成	独立行政法人 国立文化財機構 文化財防災センター センター長 奈良文化財研究所 参与	モニタリングWG 有識者
古関 潤一	東京大学名誉教授・ ライト工業株式会社 R&D センター テクニカルオフィサー	再現WG有識者
鈴木 淳	東京大学大学院 人文社会系研究科・文学部 教授	副委員長
中井 検裕	東京工業大学 名誉教授	委員長
矢ヶ崎 紀子	東京女子大学 現代教養学部 教授	

表 1-3-3: 高輪築堤跡整備基本計画策定委員会 オブザーバー

部署名等
文化庁文化財第二課 史跡部門
文化庁文化資源活用課 整備部門
東京都教育庁 地域教育支援部
港区教育委員会事務局 教育推進部
港区 街づくり支援部
公益財団法人東日本鉄道文化財団 鉄道博物館
一般社団法人 J R 東日本文化創造財団
品川駅北周辺地区市街地再開発準備組合
J R 東日本コンサルタンツ株式会社
独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部
独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 技術監理部
東日本旅客鉄道株式会社 構造技術センター
東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 まちづくり部門
東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模プロジェクト推進部門

表 1-3-4: 再現WG検討体制

有識者 (五十音順・敬称略)	小野田 滋 古関 潤一
オブザーバー	文化庁文化財第二課 史跡部門 東京都教育庁 地域教育支援部 港区教育委員会事務局 教育推進部 独立行政法人都市再生機構 都心業務部／技術監理部
事務局	東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模プロジェクト推進 部門／マーケティング本部 まちづくり部門／構造技術センター

表 1-3-5: モニタリングWG検討体制

有識者 (敬称略)	高妻 洋成
オブザーバー	J R 東日本コンサルタンツ株式会社
事業者等	東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模プロジェクト推進 部門／マーケティング本部 まちづくり部門／構造技術センター

(2) 計画策定にあたっての協議経緯

①高輪築堤跡整備基本計画策定委員会

本計画の策定にあたり、令和5年度(2023)に準備会及び第1～3回整備計画策定委員会、令和6年度(2024)に第4～7回整備計画策定委員会を開催した。

表 1-3-6：高輪築堤跡整備基本計画策定委員会の開催概要（令和5年度(2023)）

準備会	日時：令和5年(2023)8月28日(月)17時00分～19時00分 場所：JR東日本 品川プロジェクトセンター 2階会議室 議題：1. 策定スケジュールについて 2. 整備基本計画策定について ・目次構成案及び計画対象範囲 ・第1章～第5章 ・整備の方向性(方針)
第1回	日時：令和5年(2023)11月28日(火)15時00分～17時00分 場所：JR東日本 品川プロジェクトセンター 2階会議室 議題：1. 区画道路2号の一部歩行者専用道化について(報告) 2. 第6章 整備基本計画について ・全体計画及び地区区分 ・高輪築堤跡モニタリング計画の検討 ・水循環設備 ・再現の方針 3. 遺構の連続性の表現(ランドスケープ)について
第2回	日時：令和6年(2024)1月19日(金)15時00分～17時00分 場所：JR東日本 品川プロジェクトセンター 2階会議室 議題：1. 整備基本計画第1章～第5章について 2. 第6章 整備基本計画について ・史跡の現状と史跡整備検討に向けて(第7橋梁部・公園部) ・ランドスケープ
第3回	日時：令和6年(2024)3月6日(水)14時00分～16時00分 場所：JR東日本 品川プロジェクトセンター 2階会議室 議題：1. 第7橋梁部付近 地下水の状況について(報告) 2. 第6章 整備基本計画について ・第6章の構成 ・第7橋梁部・公園部整備 ・高輪築堤を想起させるランドスケープ計画 3. ワーキンググループの設置について 4. 広場(新東海道)名称について ※関係者として東京都都市整備局市街地整備部再開発課がオンライン参加

※議題については、本計画の策定に関わる議事内容のみを表記している。

表 1-3-7：高輪築堤跡整備基本計画策定委員会の開催概要（令和 6 年度（2024））

第 4 回	日時：令和 6 年（2024） 6 月 14 日（金） 10 時 00 分～12 時 00 分 場所：ＪＲ東日本 品川プロジェクトセンター 2 階会議室 議題： 1. 第 6 章 整備基本計画について ・高輪築堤跡の展示活用計画 ・信号機土台部の移築保存の検討 ・区画道路 2 号の構造 2. 広場（新東海道）名称について ※関係者として東京都都市整備局市街地整備部再開発課がオンライン参加
第 5 回	日時：令和 6 年（2024） 9 月 12 日（木） 16 時 00 分～18 時 00 分 場所：ＪＲ東日本 品川プロジェクトセンター 2 階会議室 議題： 1. 整備基本計画の体系（案）について 2. 第 6 章 整備基本計画について ・高輪築堤跡の展示及び公開活用計画等 ・信号機土台部の移築保存の検討 3. ワーキンググループ検討状況について（報告）
第 6 回	日時：令和 6 年（2024） 12 月 6 日（金） 10 時 00 分～12 時 00 分 場所：ＪＲ東日本 品川プロジェクトセンター 2 階会議室 議題： 1. 第 6 章 整備基本計画について ・高輪築堤跡の展示計画 ・信号機土台部の移築保存の検討 ・管理・運営に関する計画及び経過観察 2. 第 7 章 事業計画について 3. ワーキンググループ検討状況について 4. 区画道路 2 号の計画見直しについて 5. 整備基本計画書のとりまとめについて ※関係者として東京都都市整備局市街地整備部再開発課がオンライン参加
第 7 回	日時：令和 7 年（2025） 3 月 7 日（金） 15 時 00 分～17 時 00 分 場所：ＪＲ東日本 品川プロジェクトセンター 2 階会議室 議題： 1. 整備基本計画について ・素案の修正箇所について ・ワーキンググループの最終報告について ・今後の取りまとめスケジュールについて 2. 第 7 橋梁部まわりの整備について（区画道路 2 号ほか） 3. 国指定史跡高輪築堤跡（第 7 橋梁部）の鉄道開業期の風景再編のあり方について

※議題については、本計画の策定に関わる議事内容のみを表記している。

②ワーキンググループ

ア. 再現WG

第7橋梁部の再現木橋・橋台部の整備に関わる検討にあたり、令和6年度（2024）に計5回の再現WGを開催した。

表 1-3-8：再現WGの開催概要

第1回	日時：令和6年（2024）6月3日（月）9時30分～11時00分 場所：JR東日本本社 18階会議室 議題：1. 現時点までの検討経過の共有について 2. 関連する歴史・検討文献資料の共有について 3. 再現WGの論点と検討の進め方について
第2回	日時：令和6年（2024）8月5日（月）13時30分～15時30分 場所：JR東日本本社 18階会議室 議題：1. 橋台補強工に関する検討報告について 2. 木橋部の構造形式選定に資するフレーム解析検討報告について 3. 区画道路2号の検討状況報告について
第3回	日時：令和6年（2024）10月10日（木）10時00分～12時00分 場所：JR東日本本社 19階会議室 議題：1. 木橋の概略一般図の選定について 2. 橋台修復・親柱整備の課題共有について 3. 区画道路2号の検討状況報告について
第4回	日時：令和6年（2024）11月26日（火）14時00分～16時00分 場所：JR東日本本社 19階会議室 議題：1. 木橋部の概略一般図再検討案の報告と評価について 2. 橋台修復・親柱整備に向けた考え方・課題の確認について
第5回	日時：令和7年（2025）2月5日（水）13時30分～15時30分 場所：Tokyo Yard Building 2階会議室 議題：1. 木橋部の概略一般図再検討案の報告と評価について 2. 第7橋梁部全体のプランとの整合について 3. 整備基本計画への反映について

※議題については、本計画の策定に関わる議事内容のみを表記している。

※ワーキンググループにおける検討結果の概要については資料編参照。

イ. モニタリングWG

高輪築堤跡のモニタリングのあり方及び保存に適した環境とするための整備時の対応内容の検討にあたり、令和6年度（2024）に計5回のモニタリングWGを開催した。

表 1-3-9：モニタリングWGの開催概要

第1回	日時：令和6年（2024）6月20日（月）9時30分～11時00分 場所：オンライン（Teams） 議題：1. モニタリング基本計画の内容について 2. 地下水位の変化と公開後の観測井戸について 3. 実験計画について 4. 試料土の採取について
第2回	日時：令和6年（2024）9月5日（木）14時30分～16時00分 場所：応用地質株式会社コアラボ試験センター 会議室 議題：1. 現時点までの検討経過の共有について 2. モニタリング検討のための実験経過と今後の予定について
第3回	日時：令和6年（2024）10月4日（金）14時00分～15時45分 場所：応用地質株式会社つくばオフィス 会議室 議題：1. 地下水状況に関する関連報告について 2. 現地土壌等の還元性に関する実験経過について 3. 木質部モニタリングセンサー的要請にかかる土槽実験経過について 4. 土質部モニタリングセンサーの選定と設置方法について
第4回	日時：令和6年（2024）11月20日（水）10時30分～12時00分 場所：Tokyo Yard Building 4階会議室 議題：1. 地下水位観測報告について 2. モニタリング検討の実験経過とモニタリング機器の検討について 3. 機器設置計画案の検討について
第5回	日時：令和7年（2025）1月30日（木）10時30分～12時00分 場所：Tokyo Yard Building 4階会議室 議題：1. モニタリング検討のための実験経過とモニタリング機器の検討について 2. モニタリング機器設置計画案の検討について

※議題については、本計画の策定に関わる議事内容のみを表記している。

※ワーキンググループにおける検討結果の概要については資料編参照。

4. 関連計画・周辺事業との関係

(1) 関連計画等との整合

史跡指定地は、国家戦略特別区域計画に認定されている TAKANAWA GATEWAY CITY 内に立地しており、史跡指定地周辺では都市再生特別地区（品川駅北周辺地区）都市計画に基づいたまちづくりが進められている。また、史跡指定地及び周辺では、港区が定めた計画や方針を踏まえ、まちづくりや景観づくりが進められている。

本計画の検討にあたっては、国家戦略特別区域に関わる計画や方針及び港区等の行政計画や方針との整合を図るものとする。

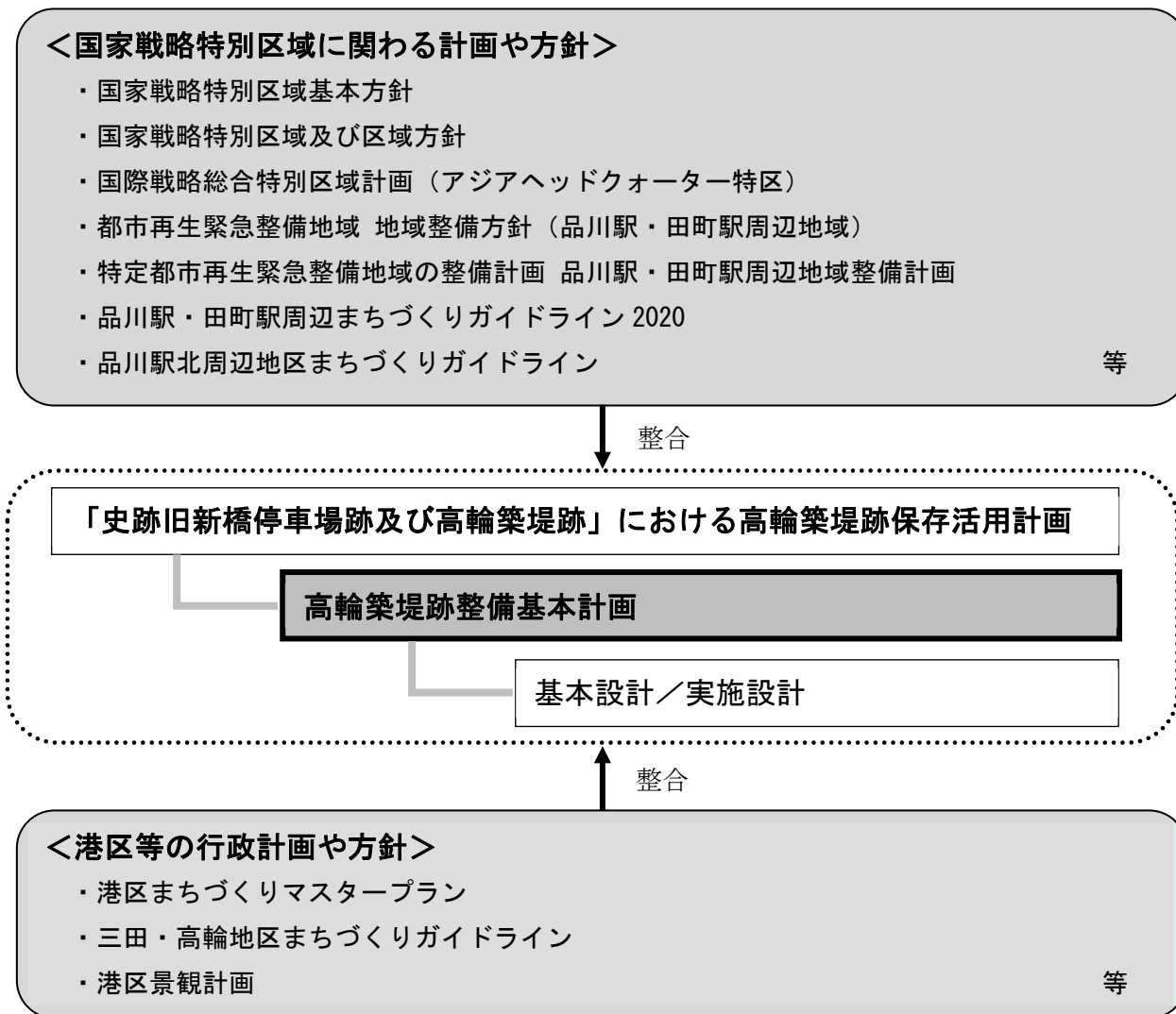


図 1-4-1：高輪築堤跡整備基本計画と関連計画等の関係

※各計画等の概要については資料編参照。

(2) 周辺事業との調整

史跡指定地及び周辺一帯では、J R 東日本による TAKANAWA GATEWAY CITY のまちづくり及びU R 都市機構による品川駅北周辺地区土地区画整理事業、品川駅北周辺地区市街地再開発準備組合による品川駅北周辺地区第一種市街地再開発事業が進められている。

史跡指定地や近接地においては、各事業により、まちづくりにあわせて新たな諸施設の整備が計画されている。本計画の検討にあたっては、高輪築堤の価値を適切に保存し、整備、活用を図っていくため、各事業の整備内容と相互調整を図るものとする。

①TAKANAWA GATEWAY CITY（１～４街区）のまちづくり

東京圏の国家戦略特別区域の特定事業としてＪＲ東日本が進めている事業で、平成３０年（２０１８）５月の国家戦略特別区域会議にて、品川駅北周辺地区が都市再生プロジェクトとして追加された。

当該事業は、１街区から４街区を対象に、平成３１年度（２０１９）から令和７年度（２０２５）を予定工期として、高輪ゲートウェイ駅の整備と連携した都市基盤の形成、国際ビジネス交流拠点を目的とした多様な都市機能の導入、防災対応力強化、先導的な環境都市づくり等を行うものである。

史跡指定地のうち、第７橋梁部は業務、商業、生活支援施設等を備えた THE LINKPILLAR ２が建設される３街区に、公園部は文化育成・交流・発信機能を備えた MoN Takanawa: The Museum of Narratives が建設される２街区に位置する。また、２つの指定地の２階レベルには、まちの歩行者主要動線となる歩行者通路（プロムナード又はデッキ）が計画されている。

表 1-4-1：TAKANAWA GATEWAY CITY（１～４街区）の計画概要

区域名称	１～４街区 全体	１街区	２街区	３街区	４街区
建物名称		TAKANAWA GATEWAY CITY RESIDENCE	MoN Takanawa: The Museum of Narratives	THE LINKPILLAR ２	THE LINKPILLAR １ NORTH/SOUTH
敷地面積	約 72,000 ㎡	約 12,700 ㎡	約 8,000 ㎡	約 15,000 ㎡	約 38,300 ㎡
主要用途	—	住宅、インターナ ショナルスクール 等	文化創造施設、駐 車場等	オフィス、商業、フ ィットネス、クリ ニック等	オフィス、ホテル、 商業、コンベンシ ョン・カンファレ ンス、保育園、ビジ ネス創造施設等
階数	—	地上 45 階、 地下 3 階	地上 6 階、 地下 4 階	地上 31 階、 地下 5 階	地上 30 階、 地下 3 階
最高高さ	—	約 173m	約 45m	約 167m	約 164m

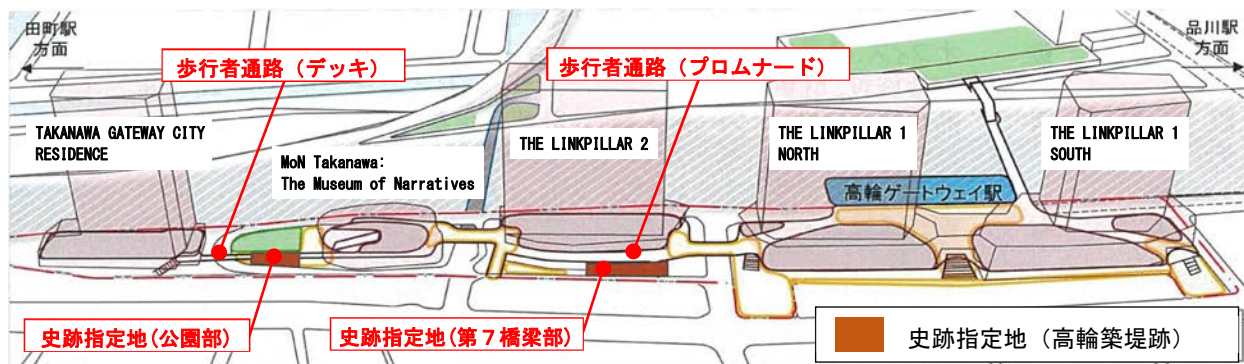


図 1-4-2：TAKANAWA GATEWAY CITY（１～４街区）の計画と史跡指定地
（令和４年４月２１日プレスリリース資料より引用。文字及び凡例を加筆）

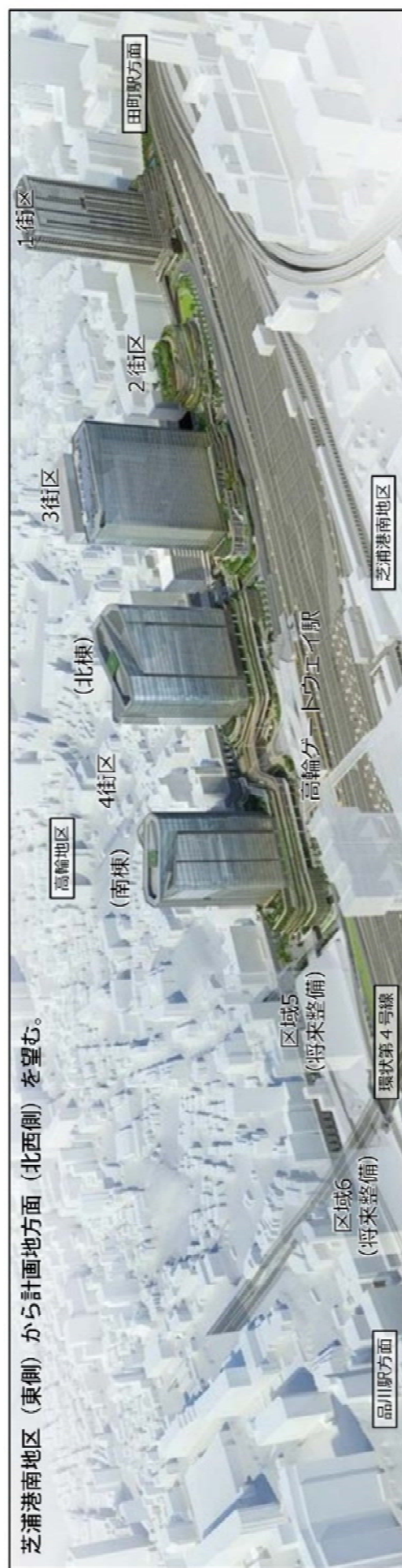


図 1-4-3 : TAKANAWA GATEWAY CITY のイメージパース
(平成 30 年 9 月 25 日プレスリリース資料より引用)

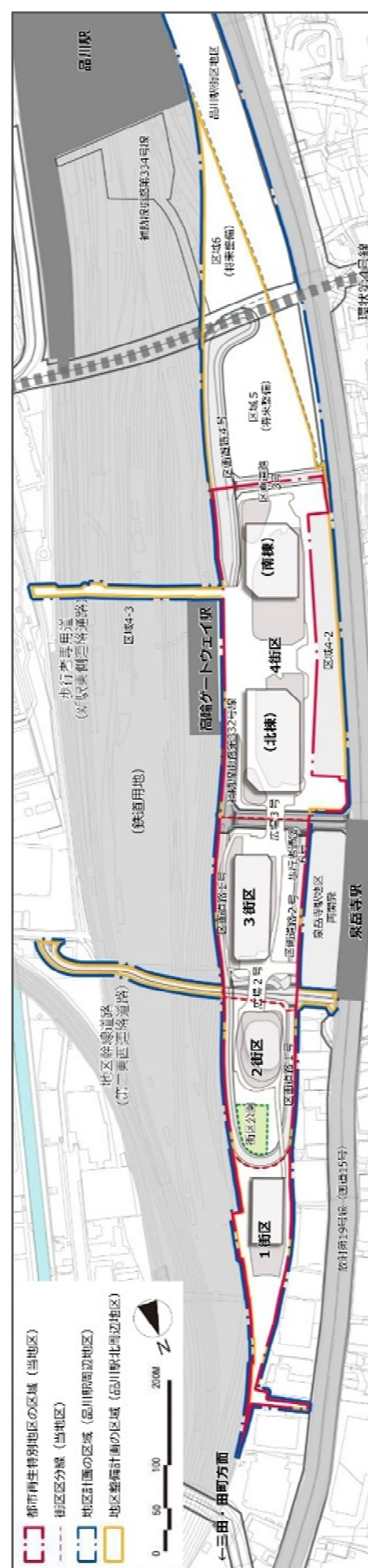


図 1-4-4 : TAKANAWA GATEWAY CITY の事業地配置図
(平成 30 年 9 月 25 日プレスリリース資料より引用)

②品川駅北周辺地区土地区画整理事業

国際交流拠点・品川にふさわしい品川駅周辺の都市基盤を整備するためにUR都市機構が進めている事業で、平成28年(2016)4月に地区計画、土地区画整理事業及び都市計画道路の都市計画が一体的に決定された(平成30年(2018)、平成31年(2019)、令和2年(2020)に計画変更)。

当該事業では、高輪ゲートウェイ駅へ接続する補助線街路第332号線や、環状第4号線と品川駅を接続する補助線街路第334号線(品川駅北口駅前広場)、地区幹線道路(第二東西連絡道路)のほか、街区周りの区画道路(1号から4号)や街区公園(1号から3号)の整備が計画されている。

史跡指定地のうち、第7橋梁部の西側には区画道路2号の整備が計画されており、道路の一部は指定地内の地上部に建設予定となっている。公園部は、西側から北側にかけて区画道路1号の整備が計画され、史跡指定地の境界線西側は区画道路と接している。また、東側には街区公園1号の整備が計画され、その一部は指定地範囲と重なっている。

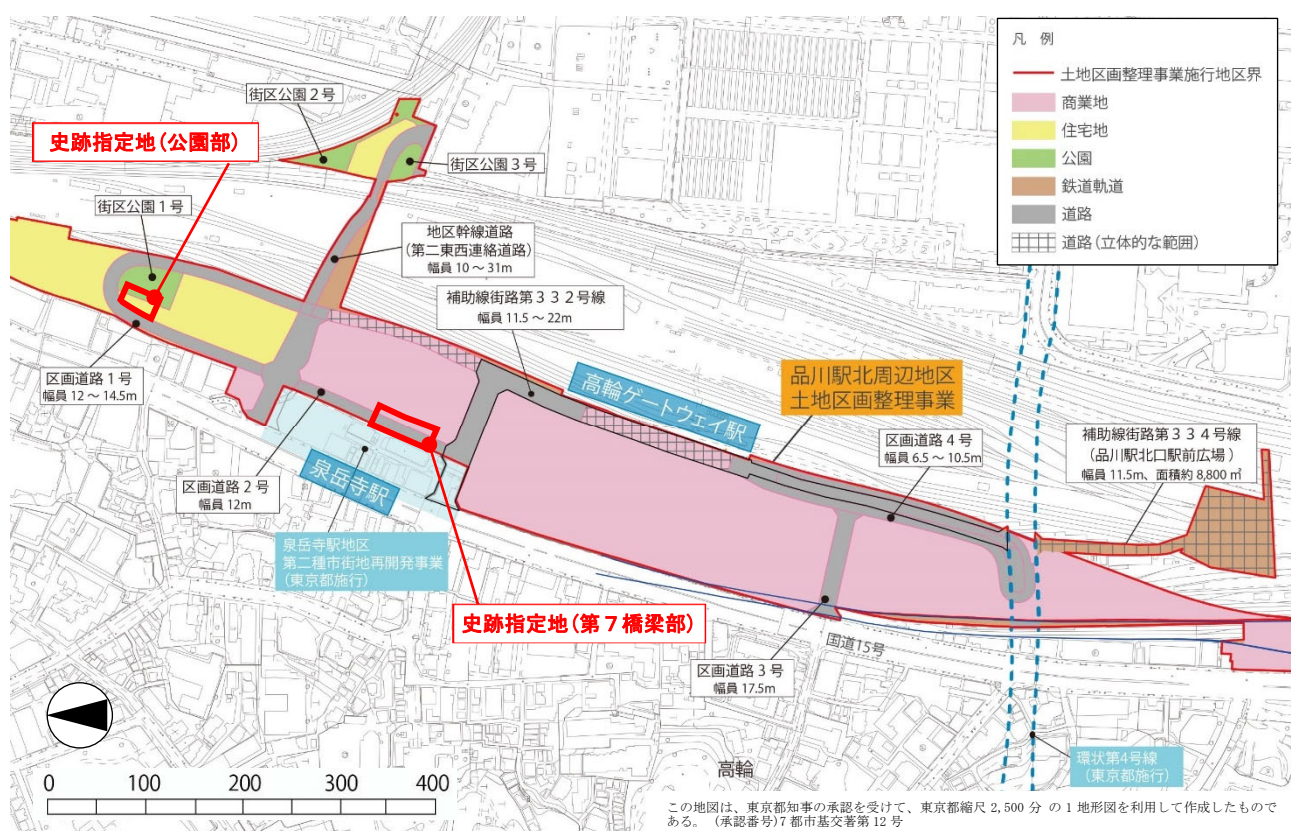


図1-4-5：品川駅北周辺地区土地区画整理事業の計画と史跡指定地

(独立行政法人都市再生機構『品川駅周辺土地区画整理事業パンフレット』より引用。

文字及び引き出し線を加筆)

なお、区画道路2号は、東京都市計画土地区画整理事業品川駅北周辺地区土地区画整理事業の事業計画書において、幅員12m(東歩道2.5m、車道7m、西歩道2.5m)、延長約160mの相互通行の道路として計画されており、泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業及びTAKANAWA GATEWAY CITYにおけるTHE LINKPILLAR 2の駐車場出入口が設けられる道路であり、周辺道路の交通負荷の低減という観点も含め、必要な公共施設として整備される予定である。

既に第7橋梁部の保存及び現地保存範囲最大化のために、THE LINKPILLAR 2の建物計画や、区画道路2号下に埋設予定であった雨水・上水・ガス・通信・再生水・照明灯電気の管路の計画を変更するなどの検討及び調整を関係者の協力のもと実施してきたところではあるが、さらに遺構への影響低減や史跡周りの視点場確保のため、保存活用計画等策定・検討委員会において、区画道路2号の道路区域を含めた計画の変更について検討・協議を行った。結果、可能な限り遺構への影響を軽減できる案を採用すべく、「一部歩行者専用道化案」を優先的に検討することとし、行政や関係者と調整を引き続き行うこととなった。

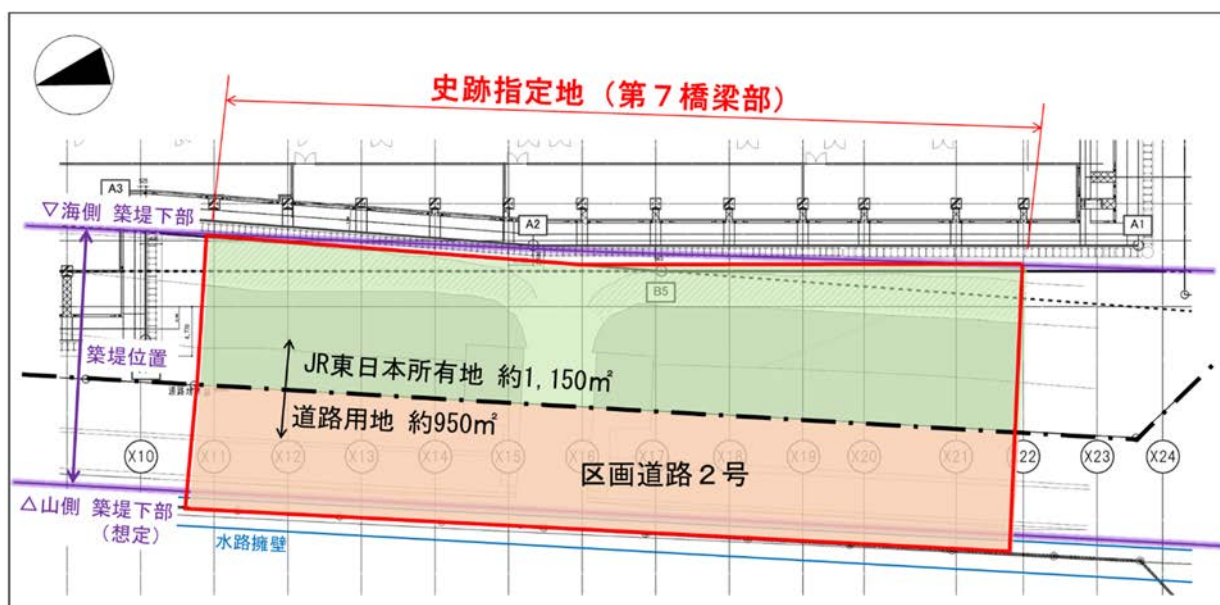


図 1-4-6：史跡指定地（第7橋梁部）と区画道路2号の整備予定地

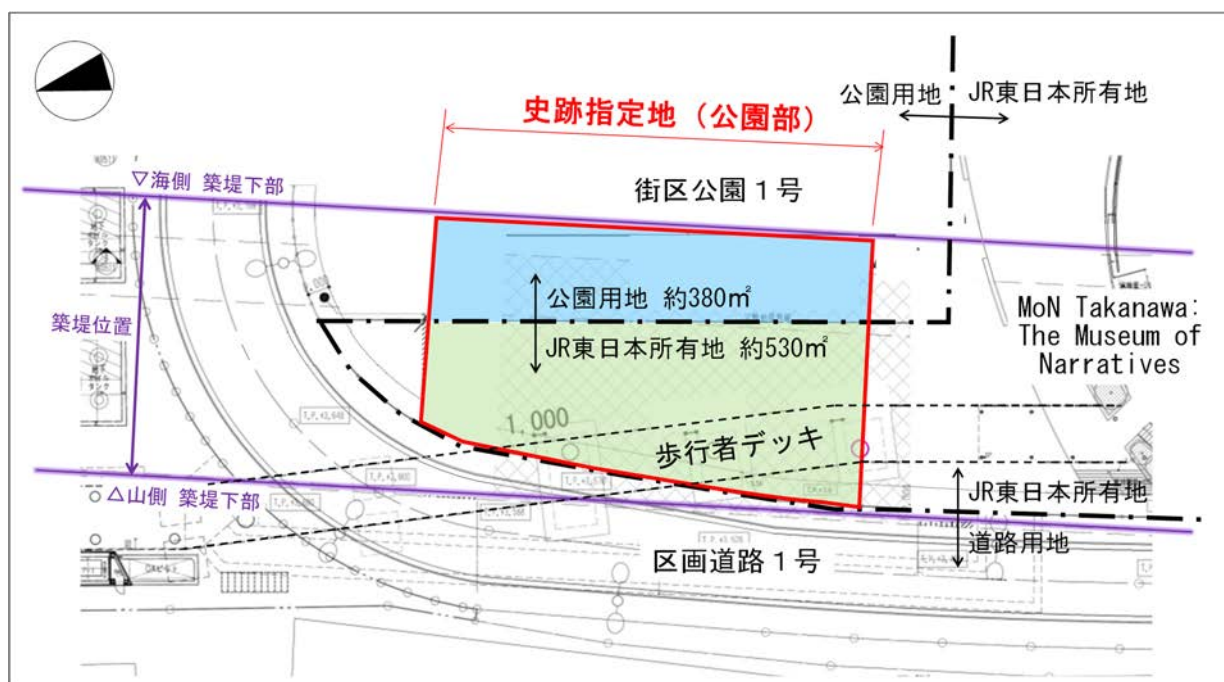


図 1-4-7：史跡指定地（公園部）と区画道路1号及び街区公園1号の整備予定地

③品川駅北周辺地区第一種市街地再開発事業

地区内における駅前としての賑わい形成、耐震性の強化やオープンスペースの不足等の課題を解消するために進められている事業で、令和元年（2019）11月に再開発準備組合が設立、令和4年（2022）10月に市街地再開発事業の都市計画決定がされた。

当該事業は、区域4-2B（北街区）及び区域4-2C（南街区）を対象に、細分化された敷地を集約し、広場等の公共的な施設の整備や土地の高度利用を図ることにより、高輪ゲートウェイ駅及び品川駅北周辺地区と高輪地区とのつながりを強化し、エリア全体の都市機能の更新を実現するものである。

表 1-4-2：品川駅北周辺地区第一種市街地再開発事業の計画概要

区域名称	区域4-2B（北街区）	区域4-2C（南街区）
敷地面積	約 2,500 ㎡	約 4,000 ㎡
主要用途	宿泊施設、店舗、駐車場等	業務、住宅、店舗、駐車場等
階数	地上 25 階、地下 2 階	地上 23 階、地下 2 階
最高高さ	約 115m	約 115m

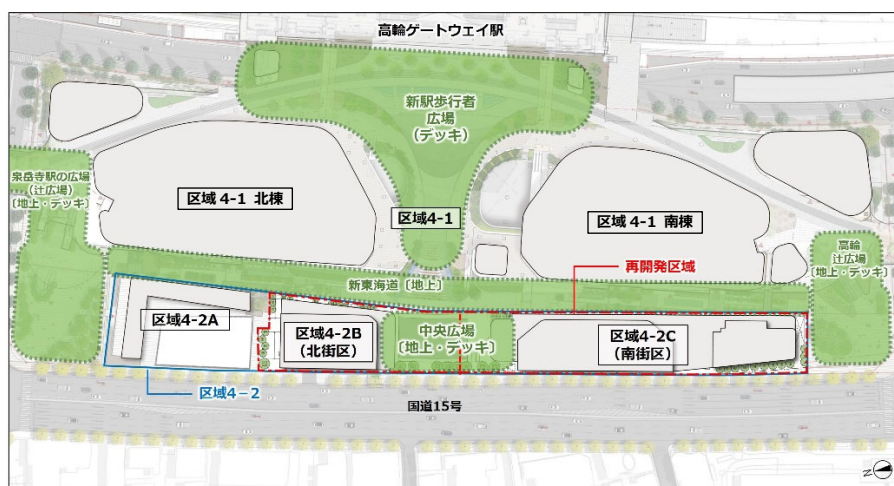


図 1-4-8：品川駅北周辺地区第一種市街地再開発事業の区域



図 1-4-9：品川駅北周辺地区第一種市街地再開発事業の整備イメージパース

信号機土台部は、区域４－２Ｂ（北街区）及び区域４－２Ｃ（南街区）にまたいで整備される中央広場のサンクン（約 34.0m×20.5m）内への移築を予定している。

中央広場は、高輪ゲートウェイ駅前の広場と一体となる国道 15 号沿道の広場で、整備方針として、国道 15 号側から高輪ゲートウェイ駅への視線の抜けを確保しつつ、駅周辺の回遊性を高める歩行者ネットワークの形成等が掲げられている。

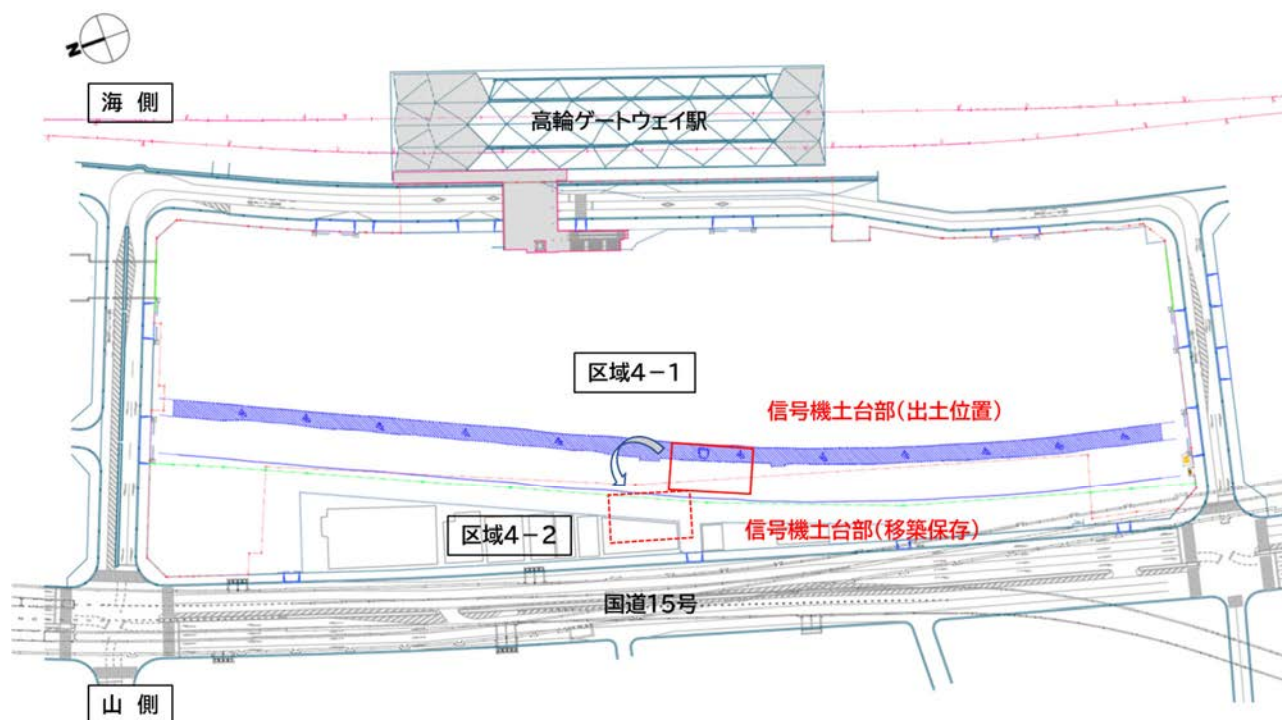


図 1-4-10：信号機土台部の出土位置と移築予定地の位置関係

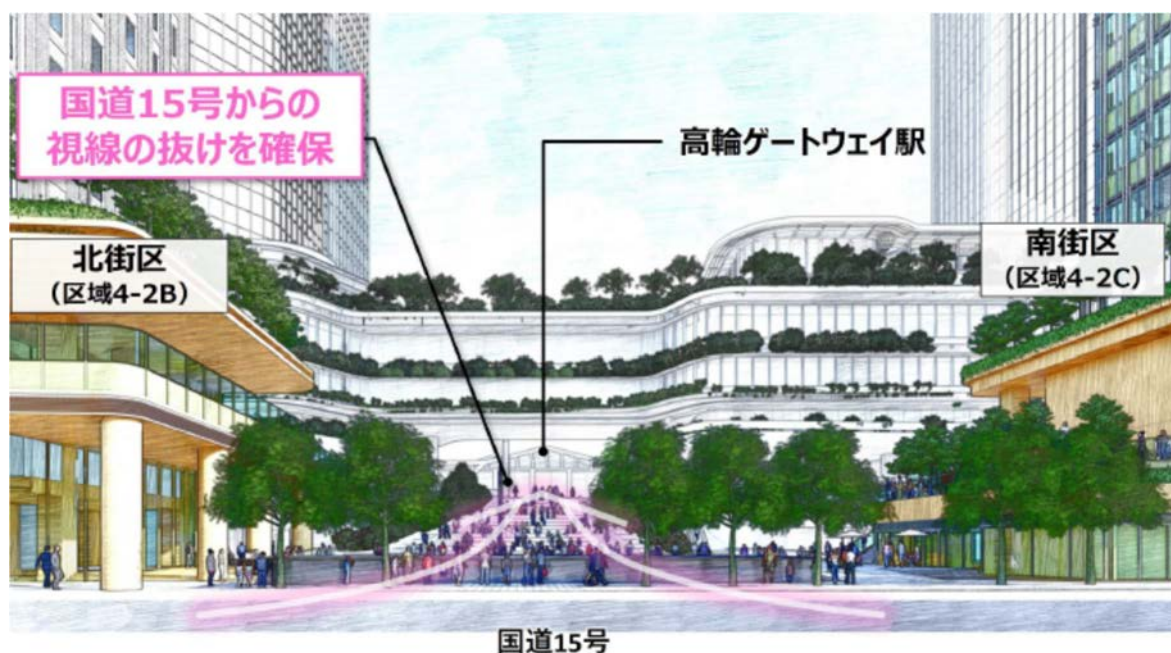


図 1-4-11：信号機土台部の移築予定地を含む中央広場の整備条件①

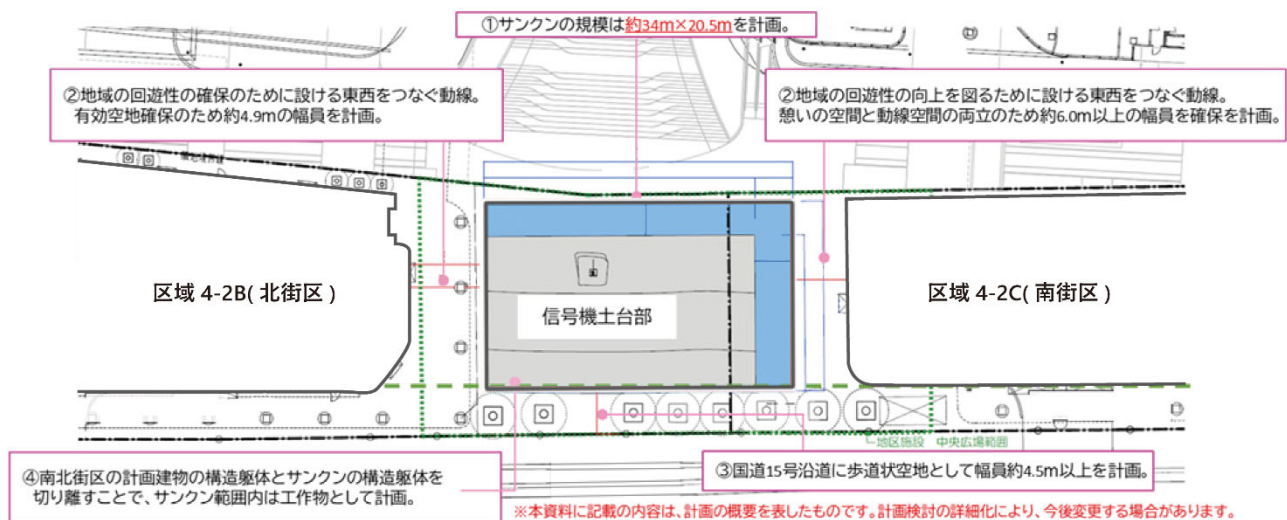


図 1-4-12：信号機土台部の移築予定地を含む中央広場の整備条件②

5. 計画期間

本計画の計画期間は令和 7 年度（2025）から令和 16 年度（2034）の 10 年間とし、期間内に実施する整備に関わる取り組みについて整理するものとする。

なお、計画期間中や計画期間後において、整備の進捗や周辺のまちづくりの状況、調査・研究の進展、社会的環境の変化等により計画の内容を見直す必要が生じた場合には、保存活用計画書を見直したうえで、本計画の変更・追記等を行い、必要な施策を実施する。